

平 成 2 4 年 度
事 業 計 画 書

自 平成 2 4 年 4 月 1 日

至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

1 方針

豊橋みどりの協会は、緑化事業の充実を図り、積極的に市民の参加を喚起する施策のもと、市民参加の緑化活動を推進するための母体として豊橋市の全額出資による財団法人として平成2年4月1日に設立されました。

以来、20年余にわたり「都市緑化基金の造成・管理・運営」及び「緑化思想の啓発普及」「公園管理」に関する様々な事業を行ってまいりましたが、昨今の『公益法人制度改革』という大きな時代の潮流に対応すべく、本協会も平成24年4月1日に公益財団法人として新たなスタートを切ることとなりました。

公益財団法人としての運営は、その認定基準のとおり「収支相償」「50%以上の公益目的事業」「過大な遊休財産保有の制限」等の継続的な事業執行が求められることとなります。また、新たな定款に基づく組織体制の構築と業務権限の明確化が図られ、その適切な機能発揮が協会の活性化や発展につながっていくよう努めなければなりません。

平成24年度は公益財団法人としてのスタートの年度であり、公益認定申請時に掲げた2項目の公益目的事業（①緑化思想啓発活動支援事業、②植物園等管理事業）及び1項目の収益事業（売店等運営事業）を基本とし、これらの事業を効率的に推進するとともに、健全な法人運営を行うことにより、潤いと彩あふれる快適な市民生活の実現に向けて邁進してまいります。

2. 組織及び職務内容等

1 評議員会（6名）

- 評議員の選任及び解任
- 理事及び監事の選任及び解任
- 理事及び監事の報酬等の額
- 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認
- 定款の変更
- 残余財産の処分
- 基本財産の処分又は除外の承認
- その他法令又は定款で定められた事項

2 理事会（12名）

- 法人の業務執行の決定
- 理事の職務の執行の監督
- 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

3 監事（2名）

- 協会の財産及び業務執行の状況を監査

4 事務局（28名）

- | | | | |
|------|----|-------|-----|
| 事務局長 | 1名 | 事務局次長 | 2名 |
| 次長代理 | 1名 | 職員 | 24名 |

3. 事業計画

I 公益目的事業

- 1 緑豊かな都市環境を実現するために緑化推進に関する支援事業や啓発事業等を通じて市民の緑化に関する知識と理解を推進する事業

(1) 緑化思想啓発事業

- ①花交流フェア等の開催
市民参加型イベント
- ②オープンガーデンの実施
個人の庭の見学会
- ③園芸講座の開催
初心者向けの講座
- ④公園協力会助成事業
公園の清掃及び除草等を行う市民団体等に助成
- ⑤街路樹愛護会助成事業
街路樹のある歩道の清掃及び除草等を行う市民団体等に助成
- ⑥自然保護啓発事業
再生紙を利用した門松代用祝賀紙の啓発と配布
- ⑦都市緑化基金事業
啓発用小冊子、苗木の無償配布

(2) 緑化活動支援事業

- ①花のまちづくり事業
協会で育成した草花苗を各町自治会や公園花壇などに無償提供
- ②町なか花支援事業
中心市街地の歩道や公共施設等へプランター等の設置
- ③教育施設等花環境整備事業
小中学校、保育施設などに花の種、球根、緑化木の配布
- ④民有地記念植樹事業
誕生、結婚、新築など慶事記念のための記念植樹の苗木配布

2 緑と自然環境を楽しむために豊橋総合動植物公園の植物園施設等を活用して、さまざまな植物や自然にふれあう機会と場を提供する事業

(1) さまざまな植物や自然にふれあう機会と場を提供する事業

- ①植物の収集、栽培及び展示
- ②植物・園芸に関する知識・技術の普及・啓発
- ③学校教育、社会教育、生涯教育等の機会の提供
- ④ボランティアの育成

II 収益事業

1 豊橋総合動植物公園における売店等の運営を行う事業

- (1) 来園者ニーズに応え顧客満足度を高めるために、来園者のためのレジャー施設及び利便施設としての運営